


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄		
件名	東大和市臨時職員の雇用等に関する要綱の一部を改正する訓令に				
	ついて	区分	1 審議事項		
関係事項	条例規則	東大和市嘱託員等の報酬に関する規則			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>1) 改正の要旨</p> <p>東京労働局長が、東京都最低賃金を19円引上げ時間額907円に改正することを決定したことに伴い、一般事務等の臨時職員の時間給が最低賃金を下回るため改正を行うものである。</p> <p>2) 主な改正点</p> <p>東大和市臨時職員の雇用等に関する要綱中、別表第1に規定された職種について、</p> <p>①1,000円以下の職種については20円増、1,500円以下の職種については10円増。</p> <p>②他市との均衡を図る必要性から、栄養士は1,100円（40円増）とする。</p> <p>③子育ての充実を図るため、保育士職（有資格者）及び児童館・学童保育所業務員（有資格者）は1,100円（100円増）、11時間開所保育士職（有資格者）は1,210円（100円増）とする。</p> <p>3) 施行日等</p> <p>平成27年10月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同日以後の勤務に係る賃金について適用する。</p> <p>4) 影響及び効果</p> <p>予算への影響額として11,520千円（概算額）。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
文書課審査済					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。